

第 3 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成25年9月27日

開 会 中

場所 全員協議会室

第 3 回 熊本県議会 TPP対策特別委員会会議記録

平成25年9月27日(金曜日)

午後1時9分開議

午後2時9分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) TPP交渉に関する件
TPP交渉の現状について
- (2) 付託調査事件の閉会中の継続審査について
- (3) その他

出席委員(12人)

委員長 前川 收
副委員長 早川 英明
委員 山本 秀久
委員 西岡 勝成
委員 村上 寅美
委員 鬼海 洋一
委員 荒木 章博
委員 城下 広作
委員 松田 三郎
委員 吉永 和世
委員 小早川 宗弘
委員 田代 国広

欠席委員(2人)

委員 佐藤 雅司
委員 早田 順一

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 錦 織 功 政
総括審議員兼
政策審議監 内 田 安 弘
企画課長 小 原 雅 晶

知事公室

政策調整監 白 石 伸 一

総務部

首席審議員兼

人事課長 金 子 徳 政

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 古 閑 陽 一

健康危機管理課長 一 喜美男

医療政策課長 三 角 浩 一

国保・高齢者医療課長 大 塚 陽 子

環境生活部

首席審議員兼

環境政策課長 宮 尾 千加子

くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 出 田 貴 康

産業支援課長 奥 藺 惣 幸

企業立地課長 寺 野 慎 吾

農林水産部

政策審議監 豊 田 祐 一

農林水産政策課長 田 中 純 二

農産課長 山 中 典 和

畜産課長 矢 野 利 彦

林業振興課長 小 宮 康

水産振興課長 平 岡 政 宏

土木部

監理課長 成 富 守

出納局

管理調達課長 前 野 弘

事務局職員出席者

政務調査課主幹 松 野 勇

政務調査課主幹 桑 原 博 史

午後1時9分開議

○前川収委員長 ただいまから、第3回TPP対策特別委員会を開催します。

まず、執行部から説明を受け、その後を一括して質疑を受けたいと思います。

では、執行部のほうから御説明をお願いします。

○小原企画課長 企画課でございます。

本日は、初めに、TPP協定交渉をめぐる最近の主な動きについて御説明し、その後、8月にブルネイで行われた交渉会合の結果について御説明させていただきます。

資料をめくっていただき、1ページ目をごらんください。

まず、TPP交渉をめぐる最近の主な動きについて御説明させていただきます。

7月15日から25日にかけて、第18回交渉会合がマレーシアで開催されました。日本は、この会合中に参加が認められ、23日午後から正式に交渉に参加しております。

なお、交渉参加の際、交渉の文書や交渉中のやりとりを対外的に公開してはならないという趣旨の秘密保持契約にサインをしており、交渉に参加したものの、具体的な情報は一切明らかにされず、我々執行部としても対応に苦慮しているところでございます。

8月5日と9日に政府によるTPP交渉に関する説明会が開催されましたが、秘密保持契約の関係もあり、交渉の具体的な状況は明らかにされませんでした。

マレーシアに続く会合として、8月22日から30日にかけて、第19回交渉会合がブルネイで開催されました。それを踏まえた政府の説明会が、9月9日に業界向けと、10日に都道府県向けに開催されました。説明会の内容については、後ほど御説明させていただきます。

先週18日から21日にかけて、首席交渉官会合がアメリカで開催されております。

今後のスケジュールとしては、10月8日ご

ろ、APEC首脳会合が開催される予定のインドネシアにおいて、TPP首脳会合も開催される模様で、この場で大筋合意するのではないかとされており。なお、現時点において、年内に妥結することが目標とも言われております。また、報道によりますと、10月8日のTPP首脳会合の前の10月初旬に、首席交渉官会合、TPP閣僚会合がいずれもインドネシアで開催される模様です。

1ページ目の説明は以上でございます。

続きまして、次の2ページをごらんください。

政府の資料でございますため、ここから資料が縦になっております。申しわけありません。

2ページ以降は、9月9日に東京で開催された政府の説明会の資料です。説明会には、都道府県側から全国知事会の事務局が出席しております。

説明会では、ブルネイで8月に開催された交渉会合の結果の概要、閣僚会合と交渉参加国の共同声明、甘利大臣と鶴岡首席交渉官の記者会見の様子、利害関係者との会合の様子についての報告がありました。

なお、説明会の資料の中には英文の資料もございましたが、本日の委員会資料では省かせていただいております。御了承ください。

それでは、説明会の概要を御説明させていただきます。資料をめくっていただき、3ページをごらんください。

こちらは、第19回交渉会合の結果について内閣官房が取りまとめたものです。下線部を中心に御説明いたします。下線部は企画課のほうで振っておるものでございます。

1の概況の1つ目の丸をごらんください。

交渉に先立ち、8月22日、23日にTPP閣僚会合が開催され、甘利大臣が出席されました。閣僚から、早急に具体的成果を出すよう、首席交渉官、分野別交渉官に指示が出され、その指示に基づき、24日から30日まで交

渉会合が開催されました。

次の2つ目の丸ですが、ブルネイでは、首席交渉官会合のほか、交渉21分野のうち、関税等を協議する市場アクセスや原産地規則、知的財産など、11分野の作業部会が開催されました。

次の3つ目の丸の2行目ですが、全体会合のほかに2国間での協議も実施されたほか、投資などのルール分野でも議論が進展したようです。

3行目にある知的財産、競争、環境の3分野は特に交渉がおこなわれているようで、幾つかの論点で調整が必要で、分野ごとに中間会合やバイ協議、いわゆる2国間協議で議論が継続されている模様です。

下の4つ目の丸ですが、交渉会合の合間に、ステークホルダー、いわゆる利害関係者との会合も開催されています。概要は後ほど説明いたします。

右側の4ページをごらんください。

1つ目の丸ですが、政府は、記者に対し会見を毎日行い、積極的な情報発信に努められたようです。会見の一部は後ほど御紹介いたします。

中ほど、2、今後のスケジュールの1つ目の丸をごらんください。

冒頭に御説明しましたが、先週、アメリカのワシントンで首席交渉官会合が開催されています。報道によりますと、この首席交渉官会合では、交渉分野の論点整理が行われ、交渉の課題を、交渉に時間がかかるため、年末までに議論するものと、閣僚会合で方向性を出し、短期間で交渉を終わらせるものの2つに分け、閣僚らに報告することが確認された模様です。

次の丸ですが、ブルネイの会合の後、7月のマレーシアや8月のブルネイの交渉会合のように、特定の場所に一堂に会し全体会合を開催するのではなく、各分野において、12カ国メンバーがそれぞれ参加する中間会合

が、各地で精力的に開催されている模様です。

最後の丸ですが、各国では、野心的でバランスのとれた21世紀型の協定を年内につくり上げるといった目標が共有されています。来月7日から8日にわたり、インドネシアのバリにおいてAPECの首脳会議が開催予定で、それにあわせTPP首脳会合も開催される模様です。

報道では、このTPP首脳会合において、交渉が大筋合意したことをアピールするのではないとも言われております。また、報道によりますと、21の交渉分野のうち、関税、市場アクセスや知的財産、環境など、15分野程度の決着が大筋合意後にずれ込む見通しであると報じられています。特に関税の分野は、妥結が越年するのはほぼ確実と言われております。

ブルネイの交渉会合の結果報告並びにその後の首席交渉官会合等の概要は以上でございます。

資料をめくっていただき、5ページをごらんください。

この資料は、交渉会合に先駆けて8月22日から23日まで開催されたTPP閣僚会合における共同プレス声明でございます。日本からは甘利大臣が出席されました。

5ページの下線を引いている最後の段落をごらんください。

今回の閣僚会合は、交渉官に対して指示を出し、各国の首脳によって合意された2013年中の妥結に向けた交渉の推進を後押しするために開かれたとあり、年内の妥結に向け、交渉を加速させるための議論が行われた模様です。

右側の6ページをごらんください。

上から2行目で、TPP協定のことを、野心的でバランスのとれた21世紀型の協定と表現されております。これまでのプレス声明では、TPP協定は、野心的な21世紀型の協定

と表現されておりましたが、今回、バランスのとれたという表現が新たに加われました。これは、年内の妥結を見据え、TPPが目指している高いレベルの関税自由化率と現実的な妥協点とのバランスや、新興国と大国とのバランスをしっかりと協議しましょうという意味合いが込められているのではないかと考えております。

このような閣僚会合の議論を受けて、翌8月24日から交渉会合が行われております。

資料をめくっていただき、7ページをごらんください。

この資料は、閣僚会合の後、8月30日まで開催された交渉会合の終わりに発表された交渉参加国による共同プレスリリースでございます。

ここでは、各分野の進捗状況等が記載されているので御紹介したいと思います。英文を仮訳したもので、日本語として読むと大変難しい表現になっております。例えば、7ページの下から4行目をごらんください。

交渉分野のうち、市場アクセス、原産地規則、投資、金融サービス、知的財産、競争、環境に関するテキストについて、この会合で技術的な作業を進めたとあります。

7ページの一番下の行をごらんください。

物品、サービス、投資、金融サービス、一時的入国、政府調達に対して、相互にアクセスさせるパッケージを進展させたとあります。

ちなみに、ここで挙げられている分野の多くは、新聞等の情報では、交渉が難航している分野と言われておりますが、このように交渉の進捗状況が難しい言葉で表現されており、交渉の具体的な内容はもとより、実際のところ交渉がどの程度進展しているのか、合意が近いかどうかといったことも把握するのが難しい報告となっております。

資料をめくっていただき、次の9ページをごらんください。

この資料は、8月23日の甘利大臣の記者会見での発言でございます。中段あたりに下線を引いている部分をごらんください。

「TPPによる新たなルール作りは、ある国の制度や法律をその他の国に押し付けるということではない。皆でともに知恵を出し合って、アジア太平洋地域に、世界の模範となる全く新しい経済秩序を構築することが大事という点を強調し、参加国の理解が得られた。」と、大臣は発言されております。

9ページの下の下線を引いている部分をごらんください。

大臣は「日本はこれまで米国と親密な関係を築いてきた一方で、アジアの一員としてアジアの国々との信頼関係がある。日本のこうした立ち位置を活かし、橋渡し役を務めたい。」とも発言されております。

このような大臣の発言もあり、先ほど御説明したように、TPP協定は、バランスのとれた21世紀型の協定を目指すという表現に変わったようでもあります。政府においては、ある国の制度や法律が押しつけられることのないよう、強い交渉力を持って交渉に臨んでいただいているものと期待されております。

資料をめくっていただき、次の11ページをごらんください。

この資料は、8月30日に行われた鶴岡首席交渉官の記者会見での発言でございます。右側の12ページの中ほど、下線を引いている部分をごらんください。

鶴岡交渉官は、各交渉分野の進捗状況を、この下線部のように表現されております。「多岐にわたるTPPの交渉の各作業部会で同時並行的に議論がされ、いくつかの分野において進展があり、困難な問題について議論が深まり、さらなる進展のための方向性を見出すための議論がなされた。進展がまったくなかった分野はないと理解しているが、他方で解決して仕上がった分野もない。」と発言されておられます。

資料をめぐっていただき、14ページをごらんください。

この資料は、8月27日にブルネイで行われたステークホルダー、いわゆる利害関係者との会合の概要を内閣官房が取りまとめた資料でございます。

2つ目の丸に書いてありますように、日本からは、精糖工業会など5団体が参加し、各国の首席交渉官等との対話の場が設けられた模様です。北海道職員や北海道知事も現地入りしたとの情報も耳にしております。

以上が8月にブルネイで行われた第19回TPP交渉会合の概要でございます。

県議会や執行部においては、十分な情報提供を政府に対し求めておりましたが、大変厳しい情報管理が行われている様子は感じていただけたかと思えます。

次に、資料をめぐっていただき、15ページをごらんください。横向きの資料となっております。申しわけありません。

3月21日に可決された県議会の意見書の中で、要望されている項目のうち、特に懸念の強いと思われる農林水産品における関税に関する交渉の状況について御説明いたします。

上の枠囲みでございますように、意見書では、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目が、引き続き再生産可能となるよう、除外または再協議の対象にするよう要望されています。

この関税については、下の黒枠の白抜き文字で書いておりますような交渉20分野のうち、市場アクセスと言われる交渉分野の中で議論をされております。

下の1、交渉分野の概要に記載のとおり、この分野では、農林水産品などあらゆる物品の貿易に関し、関税の撤廃や削減方法について議論がされています。

次の2、交渉の状況についてですが、日本は7月からTPP交渉に参加していますが、先ほど御説明した8月のブルネイでの交渉会

合において、各国と順次オファーと呼ばれる各国が行う品目ごとの関税撤廃ないし削減に関する提案を交換し、2国間で協議を実施している模様です。

ブルネイでは、交渉相手国11カ国中6カ国と1回目のオファーの交換を行ったようです。今後、各国とのオファー交換や相手国のオファーに対する要求の交換を繰り返し、関税撤廃を行う品目などが決まっていくと言われております。

2つ目の丸ですが、日本がこれまで締結してきた経済連携協定においては、関税の対象となる全品目の中で、関税をなくす品目が占める割合、自由化率と呼ばれていますが、この自由化率は、これまで84.4%から88.4%の間となっています。最近、新聞などでこの自由化率がよく話題になっておりますので、簡単に説明をさせていただきます。下の3の参考をごらんください。

日本には、関税分類上の対象品目が約9,000品目あります。米を例に挙げますと、米で1品目ではなく、精米、玄米、米粉といったぐあいに、種別や加工方法などにより58品目に分けられております。

今、お手元に別冊資料として、表紙に実行関税率表と書かれている資料をお配りしておりますので、ごらんください。

実は、この表の原本は、今こちらに掲げておりますが、1,000ページを超える膨大な資料でございます。その中のごく一部を抜粋してコピーをさせていただいております。

日本の輸入品目、約9,000品目に関する関税は、この実行関税率表にあるとおり、1品目ごとに定められております。

この資料の最後のページに、米に関する関税率表の一部を抜粋しておりますので、7ページをごらんください。黄色のマーカーを引いている精米のところをごらんください。

精米という文字が書いてありますその左側に、1006.30という6桁の数字があります。

この6桁の数字は、世界各国共通の番号です。ほかに、精米の下にあるように、碎米には1006.40という番号が振り分けられています。

日本の場合は、さらに3つの数字を足した全部で9桁の数字により、より細かく分けられています。精米で言いますと、下の010の品目と090、その他というように2つに分けられており、その9桁の分類ごとに関税率が定められています。例えば精米のその他は、100630090という9桁の数字であらわされ、WTOの協定の税率で1キログラム当たり341円の関税が課せられています。

申しわけございませんが、もう一度資料の15ページをごらんください。

ほかの意見書に掲げられている米以外の重要5品目については、一番下に書いておりますこの帯グラフの下にも記載しております。小麦や大麦などの麦関係が109品目、牛肉・豚肉関係が100品目、バターやヨーグルトなどの乳製品関係が188品目、てん菜やサトウキビなどの砂糖、でん粉関係が131品目に分けられており、重要5品目で合計586品目と言われているとされています。

この下の帯グラフは、重要5品目を意見書に書かれている順序で単純に並べたものですが、仮に全9,000品目のうち重要5品目の全てである586品目の関税を守ろうとすると、関税の自由化率が93.5%になることをあらわしています。例えば、米関係の58品目の関税を全て守ろうとすると、自由化率は99.4%となり、米と麦と牛肉・豚肉と乳製品の全ての4品目を守ろうとすると、自由化率が95%になることを示しています。

今週の新聞報道などでは、オーストラリア、ニュージーランド、チリ、シンガポールの4カ国が、自由化率を100%とする方針を他の交渉参加国に提案しているとも報じられています。

この自由化率については、WTOなどの多

国間協定では、一般的に参加国共通の自由化率が定められていました。TPP協定でいいますと、日本を含む交渉参加国12カ国全てが、同じ数字の自由化率を定め、採用するということとなります。

これまでの自由化交渉では、共通の自由化率を採用した場合も、その自由化率の範囲でどの品目の関税を守るかは、各国に委ねられるケースもあると聞いております。例えば、仮に共通の自由化率が90%と決められた場合、関税を撤廃する10%の中で、ある国は農林水産品の関税を守るが、別の国は工業製品の関税を守るといったぐあいがございます。

しかしながら、現在交渉が進められているTPP協定においては、各国共通の自由化率を定める方向で協議がされているのかあるいは個別に自由化率を定める方向で協議がなされているのか、明らかにされておりません。

TPP交渉は、非常に厳しい情報管理体制のもと交渉が進められておりますが、今後とも県議会の皆様とも連携しながら、引き続き適切な情報提供を政府に対し求めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

報告資料の説明は以上でございます。

○前川収委員長 ただいま執行部から、厳しい報道制限がなされており、なかなか内容が伝わってこないという中であっても、公式に政府から発表された資料、それから、我々が本会議でTPPの参加交渉に対する意見書を出した部分で、まあ想像の範囲は出ませんけれども、自由化率の設定がどうなれば重要5品目はどうなるか、自由化率の設定もまだ未定ですし、仮に自由化率の設定が決まっても、その内容について各国に委ねられるかどうかはまだわからないという、大変曖昧な状況の中でありましてけれども、わかり得る限りの情報として提供をいただきました。

ただいままでの説明について質疑があれ

ば、これを受けたいと思います。

皆さん質疑はございませんでしょうか。

○城下広作委員 自由化率を100と言っている国は、さっき言った国しかわかってない。全体参加国の何カ国というのはわからないんですか。

○小原企画課長 今のところの報道では、今申し上げた4カ国と聞いております。

○城下広作委員 結果的には、これがみんな100と言ったら、うちの主要5品目なんかもうアウトだから。結局、日本だけが孤立したら意味がないからですね。

それと、今いろいろ説明を聞いているけれども、なかなか秘密裏だから、結局、その中で論議しようとしたって、何をどう言っかなうものだろうかと、非常にわかりにくいというふうに……

○前川収委員長 ただ、その自由化率の話は、100という4カ国があったけれども、日本は、最初に——これはもう報道に載っていますけれども、80%ぐらいから日本の意思として出したという情報があって、そこを……

○小原企画課長 一部情報によりますと、日本は80%以下から始まっているという情報もございます。ただ、100%4カ国出しましたが、最終的にその100%というのは、今後の交渉の中での一つの戦略というふうにもとれますので、最終的に100になるかどうかというのはまだわからないというふうに思っております。

○前川収委員長 高くしたい国は高く出すし、低くしたいところは低いところから始めるという駆け引きなんだろうということでは

ね。

○村上寅美委員 関連ですけれども、100であろうと80であろうと、我々は、要望を県民を代表して既に議決をして送ったというような状況にあるわけですけれども、例えば、この5品目に対して、注目をしているだけで果たしていいのかということは、主要5品目しか国は出してないけれども、やっぱり、いつも言うように、専業、お茶とか、果樹とかいろいろありますね、日本の食文化として。専業でささやかでも生活を営んでいるというような、この問題をどう考えているか。あるいは、これはやっぱりきっちり国内で国策としてやってもらわないことには、外国との協調性ということだけに進みよったら、その前にもう日本は潰れるよ。1週間ばかり食うなと、米も。米も、水も飲むなど言わなん。

日本の抜本的なことを——だけん、TPPそのものに俺は反対じゃない、決して。しかし、その前に、やっぱり我々の、日本人としてのモラルハザードとして、食生活の中で生きるということの中のこの農の取り上げ方、農だけじゃないと思うよ、そういう問題は。特に農については、北海道と九州は、これが100通ったとしても、5品目だけだったら、後は国が適正な、適正なというか、やっぱり発展的なこういう政策を打ち出してくれないと、通ったってだめですよ、これは。後のこと、その辺はどう考えているの。誰か、一番偉いのは。企画部長か。

○前川収委員長 済みません、じゃあ委員長が仕切りをさせていただきますから、申しわけございません。じゃあ、企画部長、お願いします。

○錦織企画振興部長 もちろん、どの品目について交渉の対象とするかしないかという判断は、一義的に国が行っておるものですか

ら、県としてどうこうということは申し上げられませんけれども、一般論として申し上げますと、税率の策定というのは要求官庁がやっぱりございまして、例えば魚であれば、農水省が財務省に対して要求するという形をとっております。農水省はどうやって決めているかということ、それぞれの業界団体と相談されて決めていくということでございますので、通常、品目をどうやって決めていくかというのは、ルートとしては、各業界団体が農水省に対して陳情していくことによって、積み上げで日本としての要望項目を決めていくと、そういうルートになっておりますので、もしその面でお手伝いできることがあるのであれば、私どももいかなりともやっていきたいと思っておりますが、通常ルートとしては、そういう積み上げのルートがあるということは御理解いただきたいと思います。

○村上寅美委員 今部長が言っていることは、日本の各分野の仕組みを言っているわけだから、私は、抜本的にこれは国に対してあるいは政府に対して、食品については農水省ということはあるけれども、積み上げで言うことを聞けばいいけど、聞かぬよ、なかなか。きのうも行ってきたけど、農水省。おとといと2日間……

○前川収委員長 済みません、先生、各品目ごとに大きな何かブックという、こんな1,000ページを超える中に、それぞれの品目ごとの今の関税が書かれております。県内産で、例えば先生がお聞きになっている温州ミカンが……

○村上寅美委員 ミカンなよかたい。

○前川収委員長 例えばです。それはウナギでもいいですよ。ウナギの、魚か何か知らぬけれども、なんさま何でもいいですよ。クリ

でもイチゴでも何でもいい。それが既に関税が全てゼロになっているということであれば、今回のTPPには関係ない。もともとゼロです。県産品の中で、重要品目に入ってなくて、日本が守ろうと目指す大きな5品目に入ってなくて関税が残っているもの、例えば原木は、今はもうゼロです、木は。私は木のほうですけども、ゼロ。ただ、ベニヤ板、合板、これには関税が残っています。これは関税がなくなるという、そういった部分の影響は、大変でしょうけれども、県内主要品目の中のシミュレーションというのはやっていますか。そこが見えると大分わかってくると思うんですね。

○錦織企画振興部長 それは、やろうと思えばできます。ただ、木材といっても、1つに——じゃあ、積層材といっても、積層材の基準によって税率が違いますので、それから原木の種類によっても違いますので、そこはかなり恣意性が入ることを前提にすれば可能ではございます。

そういう御質問も出るだろうと思って、実はちょっとこれを税関からお借りしてきて、御説明しますと、例えば一例を挙げますと、ウナギにつきましては、海外からレプトケファルスという、小さな遡上してくるやつを日本に輸入する分には、これは日本の養殖業者さんのためになるものですから、無税でありまして、成長したものが海外から入ってくる場合には、これは国内の養鰻産業保護のために、国内の税率では、今一般的な税率で5%が張ってありますが、WTO協定上は3.5%というのを張ってありますので、実効税率という意味では3.5%かかります。

ただ、ウナギの場合は、発展途上国からの輸入が実は多うございまして、その証明書がついているということであれば、特惠税率という特別な税率がありまして、この場合は無税という扱いになっておりますので、経済実態

として、もし特惠税率の適用が多いということであれば、なかなか保護する理由が——税率を上げるとするのは難しいと、そんな構造になっております。

また、木材で申し上げますと、先ほど委員長から御説明ございましたとおり、原木は、これは今無税でございます。ただ、これは、国際協定上、税率がゼロではございませんで、実は国内の木工加工産業の保護のために、原材料調達を安価に上げるために国際協定上は高く設定しているんですけども、あえて政策的にゼロで張っているという事情があったりして、これは、実は品目ごとに税率の張り方というのはかなり様相を異にしております。なかなか簡単に、一律にルールで説明できないというもどかしさがございます。

以上でございます。

○村上寅美委員 委員長に申し上げるけれども、委員長は百姓をしよらんから、その辺のところはちょっとあれだけれども、今言った、関税はゼロだけれども、今——もうミカンでよかですたい。ミカンが、全国で大体80万トンか90万トン、裏表で。そうすると、もうずっと減ってきてよるわけね。自然減が、大体平均で0.5ぐらいかな、全て農業の場合。減ってきているけれども、価格の安定がなかなかできない。これは、結局外国産のやっぱり類似品から押されているんですよ。というのは、分母は一緒、一緒よりか、人口は減っているものだから。そして、国内は減っているけれども、外国が入ってくるから。今季節感がないでしょう、果物なんか。そういう形になるから、しゃんむり温州ミカン食わぬでも、いろんなものがあるものだから、輸入に対する制限、いい例が、果実連の理事会から出てきたけれども、ジュースががんがん伸びているわけですね。ミカンは落ちているわけですよ。530億かのうち、370億はジュースで

す。これがドル箱なんです。ミカンは、やっぱり200億あったのが、今温州で67億、それからデコポンが44億。100億を切っているというような、まあ100億ちょっとかな。ジュースは370億ですから。だから、ジュースに、委員長、食われるわけですよ。国内でもそういう形です。

だから、今度は、オレンジとかいろんなものが、特にアジアからは、アジアは温度も高いからですね。だから、これも来るならニュージーランドあたりだろうと、ミカンに関して言うなら。そういう話ですけれども、いずれにしたって自由化はとめられないけれども、私が今言っているのは、農水省は担当省であって、国、政府・与党がしっかり專業農家を守ってくださいと。だから、ばらまきの補助じゃなくて、育成をする、農業を育てるといふ、農業の多面的なことを重視してもらいたいということを、国にしっかり、行政も我々も要求せないかぬのじゃないかということなんです。私、単純だけど、下手くそだけん、言い方が。そういうことですから。

以上です。

○前川収委員長 ありがとうございます。

実は、一番最後の資料で、米、麦、牛肉、品目がたくさんあって、これが仮に日本国の要望どおり主要5品目が守られたとして、93.5%という説明を執行部にさせていただきました。

これは、あえて自由化率の話と、自由化率がどのくらいになれば、どの程度のものが守られるのかというイメージを委員会の我々が持たないと、90%でいいのか、95%でいいのかという話、もしくは低いほうがいいに決まっていますけれども、そういうイメージと守るべき品目との相関関係がわからないわけですね。だから、それは守るべき品目はもっともっとふえていけば、もっともっと自由化率は下げるべきだという、その議論がかみ合う

ように、実はこの資料をあえて私のほうからお願いしてつくってもらって出していただいたという前提でありまして、これ以外にも、もちろん今お話があったとおり、守るべきものがあるということで、それが大きなコンセンサスとして、我々の要望としてまとまっていけば、それを数値化して行って、例えば85とか90を死守しろとか、そういう話が守られていくんだろうというふうに思っております、あえてそういう数字を出ささせていただいております。

○荒木章博委員 主要5品目もなんですけれども、私もわからないところがあるから、ちょっと教えてもらいたいと思います。

公共工事のやつで、英語で仕様書を書くというのは、地方にもやっぱりそういう対策、対応というのは、一応その交渉の中で起きているんですかね。

それとか、雇用の部門あたりも、正規社員が守られている範囲内も、その緩和策として首を切ることができたり、そういうことも入っているんですかね。ちょっとそういうところをお尋ねしたいと思います。

○成富監理課長 WTO関係で、既に19.4億以上のものについては、概要について英語表記で公告等もしております。

○荒木章博委員 それは、要するに仕様書あたりは、地方自治体でも英語で書かなきゃいけないということなんでしょう。違うんですか。

○成富監理課長 概要については、そのとおりでございます。

○前川収委員長 WTOではそうなっているということが前提でしょう、今でも。

○成富監理課長 はい。

○荒木章博委員 それと、労働。

○出田政策審議監 商工政策課でございます。

TPP交渉の中では、そういった雇用条件を緩和するというような議論にはなっていないというふうに今のところ聞いております。

○荒木章博委員 それは、正規社員も緩和の中で、要するに首を切ることができるというのは入っていないんですか。

○出田政策審議監 いわゆる雇用条件とかを使用者側に有利にするとか、そういった議論がTPPの中で行われているというふうには聞いておりません。

○荒木章博委員 わかりました。

あとは、病院関係でちょっとお尋ねしたいんですけれども、株式会社に移行しなさいという話はあるんですか。

○三角医療政策課長 医療政策課でございますけれども、御質問は、医療への営利企業の参入かと思えますけれども、これにつきましても、今のところ議論の対象になっているとは聞いておりません。

○荒木章博委員 一応、今議論の対象になってないというふうに聞いているんですけれども、私は、ちょっと聞くところによると、そういうところも入っていると聞いたものだから、今ちょっとお尋ねをしたんですよね。

やっぱりこれは緩和策が幾つあっても、正規社員を首にするとか、医療行政の中においても株式にしていくとかというのと、かなりのやっぱり日本国はハンディのある部分があるかと思ったものだから、それをお尋ねしたん

ですけれども、ないということであれば安心しました。

○前川収委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 ちょっと確認の意味を含めて2点御質問をさせていただきたいと思えます。

ちょっと基礎的な質問で恐縮ですが、小原課長、冒頭、非常に情報管理が厳しいと、公開できないというようなのは、この1回目か2回目も聞いたところでございまして、ただ、ぼろぼろ会見をしたりとか、何か報道の努力かもしれないが、いろいろ情報が出てくるというところでちょっと確認ですけれども、そういったルールが課される人、対象、例えば、その首席交渉官に関しては全部秘匿しなければいけないとか、関係者はどこまでというのがあるのか。あるいは、ここら辺までは公開していいけれども、これはだめだという、何か対象の範囲というのはあるのかどうか。

○小原企画課長 これといった確実な情報は私も持ち合わせていないんですが、恐らく交渉にかかわった人間全てに、やはりそういう秘匿義務があるというふうに、守秘義務があるというふうに解しています。

我々、きょう御説明した部分は、9日に政府が都道府県向けに説明した内容プラスマスメディアで大枠出していた分野で、それには大体政府関係者筋とか交渉関係者筋、あるいは外国の団体から聞いた情報という形で入ったものが新聞に載ったものについて、まあ大枠を大体各社書いてあるような内容について取りまとめさせていただいておるものでございます。

○松田三郎委員 もう一点は、この説明にもありましたように、順次2国間で協議をなさ

っておられると。普通に考えて、例えば2国間で——これも報道等で耳にした部分ですけれども、ある国に対しては、例えばさっきの自由化率でありますとか、あるいはその品目をうちはこうしようと思います、相手はこうします、別の国には、それも違うとか、あるいは関税の引き下げ率が違うとか、ということは、極端に言うと、11カ国と11とおやりやうて、かなり率もばらつきが出てくる可能性もある。最終的に、合意をしましょう、用意ドンというときに、そのばらつきはえい、やうどこかで決められるなら、余り2国間で綿密にやる意義がないのかなと素朴に思えますけれども。

○錦織企画振興部長 貿易交渉をやる時には、まずは、先ほど小原課長からもありましたように、2国間ベースでのリクエスト・アンド・オファーという作業から始まるんです。リクエストというのは、相手国にこれを出してくれという要請、オファーというのは、自分ところはこういう関税緩和を最初に第1案として出しますという、これをしばらく繰り返していくんです。そのときに、ある1つの品目について、国ごとに違う税率で提示するケースもありますし、あるいは一律で同じ数字をオファーするときもありますし、それは状況によって違うということでもあります。

委員御指摘のとおり、じゃあそれをやうていくと、要するに国ごとに全然ばらばらの税率が提示されて、仕上がったものがどうう関係になっているのかわからない、ぐじゃぐじゃの2国間関係がずっと網の目のように張りめぐらされて、使えるのかという話があります。それをスパゲッティ現象と一般に言われていて、やっぱり問題だよねという認識は全世界的にはあるんですが、今回のTPPでも、一番理想的なのは、先ほど可能性の問題として小原課長からも言いましたが、最終的

には、全員で背負うべきその自由化率というのを、9割なら9割と決めて、残り10%でじゃあどうするかというふうに、ある程度共通の税率のルールというのを決める形で議論が進んでいくのか、それとも、もうそういうのは無理だから、最初からもうその議論には立ち入らず、2国間でともかく自由に、お互いがのめる案をつくったら、もうぐじゃぐじゃした状態でいいから、それでもうみんなで判こを押そうよという動きもどうもあるやに聞いておりますので、そこはまだ全然見えない、ルールが決まっているわけではないというふうに私は理解しております。

ですから、結局、そういう2国間でごそごそやっていて、最終的にきれいになるかと問われれば、それはならないリスクがあるんだというふうに理解しています。

○松田三郎委員 わかりました。

ということは、頻繁にとか活発にやるのが、決して結果として無駄になるのではなくて、日本の発言力、影響力を高めるのにつながるかもしれないし、決めるときに、日本はああいう考えだったからというのがほかの国にも重要視されるならば、かなり日本の言うことが通るといふ可能性があるという意味では、決して無駄ではないという理解で結構なんです。

○錦織企画振興部長 何事も交渉事ですから、例えばアメリカが日本の交渉スタンスを知りたいと思ったときに、日本がなかなかしゃべってくれないときは、じゃあ日本が一体ほかの国にどういうオファーを出しているのかというのを聞いて、それでめぐりめぐって、ああ、こうなのかなというふうにアメリカが自分の交渉スタンスを決めていくというのはよくある話ですが、ただ、そういう情報が本当にきれいにとれるかどうかも含めて、それはもう交渉技術の世界ですから、そうい

うのが円滑に進んでいけば、日本がほかの国に対して積極的な関税緩和を出しているあるいはガードすべきところはかっちりガードしているというのだったら、ああ、日本はかたいんだなと思ったり、そういう形で日本のスタンスというのをにじみ出させていくというのはよくある話だと聞いております。

○西岡勝成委員 漠とした情報しかない中で議論するのは非常に難しいんですけども、このTPPに我が国が参加するとき、国民の意見として、まず経済の活性化、それにはこれしかないということもあつたらうし、政治的にも自由経済圏をつくりながら我が国を守っていくというようなこともあつたらうと思うんですけども、片一方では、大国のアメリカナイズされてしまうんじゃないか、ずっと長い歴史の中でつくり上げた我が国の文化さえも失うような結果になりはせぬかとかいうような心配、それは農産物の重要5品目を守ろうという一つのそれもあつたし、国民皆保険を守ろうとか、そういうのもあつたと思うんですけども、そういう中で、今政府の要人の発言を見ると、決してアメリカの好きなようにはなつたらぬというようなことをしきりに強調されておりますね。これは、そういう認識でいいんですか。どう考えておられますか。

○前川収委員長 企画振興部長、あなたの認識だけで結構です。

○錦織企画振興部長 今回のTPP交渉の中身を私が承知する立場にないので、今どうなのかと言われると、非常にちょっと責任持って申し上げられないんですが、ただ、1つに、WTO交渉のときの動きを見ると、やはり日本政府だけで勝手に決めた話ではなくて、水面下では影響を受ける業界さんとはきっちり議論をして、それで本当に議論が煮詰まっ

て、最後の最後どうするんだというときには、一度世に問うて、それで国民的議論を喚起して、最終的には判断したというプロセスをやったことは事実でございますし、それから、皆さんの記憶に新しいところで言いますと、ちょうど平成7年のウルグアイ・ラウンド妥結時には、実は米の関税化というのは見送りました。あれは、海外の勢力からは、米を何とかしろと、決着をつけろと言われてたんですが、そこは最後まで抵抗いたしました。

結果的には、ミニマムアクセスを導入した時点で、先々のことを考えると、やっぱり関税化は仕方がないなということで、交渉した後で結局は関税化を認めましたが、しかし、国際的圧力に押されたからといって、国民的に了解が得られなかった関税化というのは、少なくともあの時点では判断しなかったということは、やはり何でもかんでも海外が言うことをうのみにしているということではなくて、本当に大切なことはノーはノーと言うという政府の判断は、少なくとも前の大交渉のときにはあったというふうに理解しております。

○西岡勝成委員 この辺が一番大事だと思うんですね。国として、やっぱり全部グローバル化するのが果たして地球上いいのかというような議論にもたどり着いていくわけで、やはりその国の歴史なり、宗教なり、文化なり、そういうものはある程度常識の範囲内で残しながらやっていかないと、世界同じような体制でつくっていったらどうなるのかというようなこともあるので、我々は、やっぱりその辺をきちとした形で見守りながらやっていかんといかぬなと思っております。

○鬼海洋一委員 ちょっと質問したいんですが、このTPPの交渉の状況については、メディアで放送されておりますから、部分部分の状況については我々も耳にするんですけれ

ども、きょうは、そういう意味ではなぞらえてみたみたいな感じで聞かせていただきました。

一方で、このTPPという大きな交渉、世界的な大きな関心を生みながら進んでいるわけなんですけれども、今、一方で、つまりFTA、日中韓、これも交渉の行方に極めて大きな影響を与える出来事だと思うんですが、この辺の現在の状況について、どういうふう把握をされて、進んでいるというふうにお考えなのか、ちょっと聞いておきたいと思えます。

○錦織企画振興部長 御指摘の論点は、実は非常に重要なものだと考えておまして、もともとそのP4協定という、ごく小さな国4つからの集まりから始まったこのTPP交渉というのが、国際的な意義を持ち始めたのは、アメリカが交渉に参加すると言い出したところからでありまして、実はそこからTPPがほかのEPAの交渉を活性化させる役割を担っております。

例えば、TPP交渉が始まって最初にどこが動き出したと申しますと、委員がおっしゃったとおり、日中韓が、これじゃ危ないということで動き始めたわけでありまして。結果、今は3カ国の間で交渉をことし1度やったか何かで、なかなかすぐ動く感じではありませんけれども、ただ、モメンタムはTPP交渉になって確実に始まっているというのはまず1つであります。

それからもう一つは、ASEANの世界で、これがTPPを受けて活性化されたというのがございます。というのは、ASEANは、独自に以前からFTAAPという、広いアジア、TPPと重なるところの環太平洋的な広域圏でもって自由貿易圏をつくらうというのが前から構想としてはあって、TPPが出たものですから、じゃあASEANはASEANの議論として一つのFTA交渉をや

ろうということで、ASEANプラス3とか、ASEANプラス6と呼ばれる枠組みが実際に動き出しております。

この世界では、むしろ日本がリードをとって議論をやっておりますので、これはTPPという一つの仮想競争相手がいるからこそ、じゃあ我々も動かなきゃいけない、交渉に動かなきゃいけないんだという、非常に大きな影響を受けているところでございます。

実は、これは商圏が重なる部分のFTAだけに関係する話ではなくて、もう1つ、日-EUのEPAもこれに影響を強く受けたところがございまして、やはりTPPの交渉と軌を一にして、EU側が、今まで日本に対して、非関税障壁について何とかしろということで抽象的な無理難題を押しかけてきたのを、じゃあうちはまだTPPで進めますからと言った途端に、ちょっと弱腰になってくるわけですね。それは、みんなTPPに持っていかれるので、やはりTPPができる前に日本とは協議に入らないと、もう無視されちゃう、相手にされなくなっちゃうよというのが、やっぱりEU側にはすごく伝わったというふうに私は理解しています。

ですから、実はTPPを進めるということは、TPPだけじゃなくて、全ての枠組みを活性化させるという意味で、これは大きな貿易交渉上のエンジンであろうかと、そういうふうに理解しております。

○鬼海洋一委員 私は、個人的には、むしろ世界経済への影響という意味では、日本の力あるいはアジアの力をつくるという意味では、この日中韓のFTAをどう成功させるかということが非常に重要だというふうに今思っているんですね。しかし、それにしたってもうTPP交渉は進んでいるわけですから、そういうわけにはいかぬというふうに思いますが、その意味では、もう少し広範に対する、何と申しますか、働きかけというの、

我々の段階で必要かなというふうに思っています。

そこで、これまた個人的見解ですけれども、政府が一応説明をされた。しかし、中身は何もないんですね。現状を説明するだけの話ですから。まあ、ガス抜きしたみたいなものじゃないかというふうに個人的には思っています。

そこで、私たち、この委員会として重要なことは、進んでいくその過程の中で、県民の利益あるいは議会としての決議、これは委員長にも質問することになるかもしれませんが、そういう意味で、どの時点で、どういうアクションをとるのかということが、これからこの委員会に与えられた任務ではないのかなというふうに思っています。

そういう意味で、大きな節目はどこでどう来るのかということについて、お考えがあればちょっと教えていただきたいというふうに思います。今後のスケジュールもありましたけれども。

○前川収委員長 委員会の運営については私が言いますので、TPPそのものの進み方の予測——予測ですよ、あくまで、をお話ししてください。

○小原企画課長 先ほども御説明申し上げましたとおり、APECの首脳会議が10月にございます。それに向けての大筋合意というふうに新聞では大きく取り上げている部分でございますが、実はこの大筋合意の中身もはっきりしておりませんで、一部情報によると、合意に向けての交渉が進んでいるといった程度ではないかというところもございます。

また、特に交渉の厳しい部分、今申し上げておりました市場アクセス、関税の部分、それから医薬品の知的財産の部分、それから国有企業と民間企業の競争の関係の競争政策、それと貿易促進のための環境の問題、これは

漁業の補助金などもありますけれども、この4分野については非常に交渉が難航しているというところまでございまして、12月の年内までに妥結という部分については、情報によりますと、今言ったものについては越年をして、できるところから交渉を妥結すると、そして、年明け、春ごろに向けて残りの部分を、特に関税を中心に、市場アクセスを中心に結論を出すというようなスケジュールといえますか、予定が情報の中では流れているようでございます。

既にアメリカが、非常に来年の秋の中間選挙を目指して、とにかく年内に妥結をしたいということで状況が進んでいる模様でございます。

○前川収委員長 委員会としては——委員長としてなんですけれども、もちろん皆さんの合議の上なんですけど、まだ情報がほとんど出ていない状況の中で、我々が一定の決断を出すというのはちょっと厳しいと思っております、できれば12月議会のこの委員会までの間に、後ほどちゃんとお諮りしようと思っておりましたが、政府筋でもなくて、それから、いわゆる何ですか、ロビイスト的な人、アナリスト的な人で国際交渉にとっても詳しい人、政府筋じゃなしで、というのは、政府筋は知っていても言えませんから、言える人、その人の多分予測で言う、まあ外れているかもしれないけれども、ほとんど当たっているでしょうと、これまでの経験上は、そういう人を今部長と一緒に探していただいて、その人と一回意見交換をさせてもらいたいと思っております、その人が、これまでの国際交渉の経験上、今回のTPPを見れば、どういう状況に今あるということについての憶測、予測だろうとは思いますがけれども、それを我々が理解すること、それが1つ。

それと、影響が出るであろう団体の皆さん

との意見交換もやりたいと思っています。ただ、まずその交渉のほうの内容をある程度聞いた上で、同日になるかもしれませんが、団体との意見交換等々を12月までにやっておくと。

12月議会の最中に、年内妥結が出るのか出ないのかよくわかりませんが、その辺を見きわめながら、妥結が出る段階で——内容がわからないままに妥結ということは多分あり得ないと思いますから、どういう内容で妥結されるかということがわからないままに意見を述べることもなかなかできないということのその辺のせめぎ合い、情報とのせめぎ合いということをしなきゃならないんだろうと思っています。

交渉妥結は政府がやりますけれども、妥結した後に、今度は国会批准というのが当然残ってまして、2つタイミングがあって、妥結の前と、それから批准するかしないかという話、国会批准の話は、これは内容がわからないままに、国民の代表たる国会に批准してくださいというわけにはいかぬでしょうから、さきの守秘義務の話と国会の批准をどうするのか、国会で議決をどうするのか、その整合はとれるのかどうなのかもよく私はわからず、今でもわからないので、内容を言わずに結果だけ言って、交渉の過程はわかりませんが、こうなりました、認めてください、果たして国民の代表機関、国権の最高機関たる国会が、是か否かというのを判断するというのはとても難しいことじゃないかなと思っております、そういうタイミングを見きわめながら進行していきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 おっしゃるとおりだと思います。

そういう局面をどういうぐあいに判断をして、我々地方の意見を中央に反映するかということが非常に大事な、そのことがまた私どもこの委員会に与えられている任務だとい

うふうに思いますので、ぜひ情報を、委員長、副委員長、把握をいただいて、よろしく願いしておきたいと思います。

○前川収委員長 わかる限り頑張ります。

○吉永和世委員 先ほども前川委員長から話がありましたけれども、いわゆる合板関係、水俣に工場がありますし、九州には1個しかない工場でありますから、こういったのは1社しかないので、非常に小さく感じるかもしれない状況がありますが、できれば、熊本にある工場なので、地場産業としてぜひ声を聞いていただいて、関税ゼロになったときにどういう影響があるのかというのをしっかりと把握した中で対応いただければなというふうに思いますし、また、委員長にお願いですが、そういった工場もぜひ呼んでいただいて、話を聞いていただければというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○前川収委員長 参考にさせていただきます。

○城下広作委員 先ほど、主には関税に係る部分での関税率の違うものが多くクローズアップされるんですけども、そのほかの部分でも、例えば医療とか、司法、法律、金融とか、ああいう問題で、我々県民が、仮にこうなったらこう影響するということも、意外と情報として我々は非常にわかりにくい。だけど、実際にはそちらのほうが物すごく大きくて、医療に関しても、ある意味では、極端に言うとなアメリカなんですけれども、ああいう部分の制度がもし仮になったときはどう影響するのか、非常に大きな問題。訴訟なんかも、日本の弁護士の感覚とは全然違って、あつちはもう訴権の乱用というか、ばんばんどんなのでも司法で訴えるという形、そういう

のがシステムとして容易になるのかとか、そういう影響が全然わからないから、そういうのも、どういうふうな形で影響するのかというの、もうひとつしっかりわかるような形の部分で何か表現できればと思いますけれども。

○前川収委員長 まだその交渉内容がわからない前提ですけれども、一般論で言われているTPPの交渉の遡上に上っている部分、今おっしゃった、例えば知的財産で、薬の後発のあれをどうするか、ジェネリックがどうなるのかとか、あと、さっきおっしゃった医療機関の法人化の問題とか、それらのものが一一交渉の経過ですから、まだ内容はわからないにしても、でき得る限り次の委員会までに少し調査をしていただいて、我々の懸念が懸念で終わればいいんですけども、実際に動いているということであれば、わかる範囲でしか言えないことはわかっていますけれども、厳しい中であっても、調べられるだけ調べてもらいたいということをお願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 よろしいですね。

それでは、一応これで質疑を終わりたいというふうに思います。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を継続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に入ります。

私のほうから提案がございます。

先ほどの鬼海委員のほうからお話もござい

ましたけれども、前回の委員会でも、関係団体との意見交換の実施ということについてお話をしておりましたが、できれば、先ほど言いました専門家を招いての勉強会と、それから、それぞれ、まあ主に利害関係が大きいような団体を私のほうでピックアップしながら意見交換をさせていただく機会、これを2つセットでやらせていただきたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 内容については御一任いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 ありがとうございます。そのようにして勉強会を開いていきたいというふうに思います。

その他で、ほかに皆さんからございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 ありませんか。

なければ、これを持ちまして本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

午後2時9分開会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

TPP対策特別委員会委員長